

衆議院法制局障害者活躍推進計画の実施状況（令和5年度）

令和6年8月21日

衆議院法制局では、障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）に基づき、「衆議院法制局障害者活躍推進計画」を策定・実施しています。今般、障害者雇用促進法第7条の3第6項に基づき障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表いたします。

評価年度	令和5年度
目標に対する達成度	<p>採用に関する目標 (法定雇用障害者数以上の障害者の雇用) 雇用障害者数2名／法定雇用障害者数2名 ※令和5年6月1日時点 ※法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない人数は0人</p>
取組内容の実施状況	<p>1. 障害者の活躍を推進する体制整備 (1)障害者雇用推進者の選任 障害者雇用推進者として法制企画調整部長を選任済。 (2)相談窓口の設置 相談窓口を法制企画調整部総務課に置き、職員の相談に対応している。</p> <p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 相談窓口において、適宜に相談受付等を行い、職務の選定及び創出について検討し、対応した。</p> <p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 (1)職務環境 職員に対する必要な配慮等については、相談窓口を設置するなど相談しやすい環境を整備することにより、問題の早期発見に努めるとともに、必要に応じて配属先と情報を共有している。 令和5年度においては、具体的な要望等は寄せられなかった。 (2)募集・採用 障害者の雇用の状況を踏まえ、令和5年度においては募集・採用活動を行わなかったが、可能な限り雇用障害者数を増加させるという目標について、改めて確認した。 (3)定着 不本意な離職者はいなかった。 (4)働き方 職員の通院や体調等の状況に配慮して、フレックスタイム制等の勤務時間に関する制度及びテレワーク勤務の柔軟かつ積極的な利用を促進した。 また、新型コロナウイルス感染症対策としても、これらの制度の利用を促した。</p> <p>4. その他の取組 障害者就労施設を対象とした調達を行い、前年度の実績金額を上回ることで、障害者の活躍の場の拡大を推進した。</p>

「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	<p>1. 目標に対する達成度 採用に関する目標 (法定雇用障害者数以上の障害者の雇用) 障害者任免状況通報を行った令和5年6月1日時点の雇用障害者数は2名であり、目標の法定雇用障害者数2名以上を達成している。</p> <p>2. 取組内容の実施状況 計画に掲げた取組については、適切に実施している。</p>
計画の見直し・修正	計画の見直し、修正はなし。